

2024.1.24

主催 公益社団法人日本橋法人会

第3回 源泉所得税定額減税研修会

令和6年度（2024年度）税制改正大綱において、令和6年分（2024年分）の所得税について定額による特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後法案が成立した場合には令和6年（2024年）から源泉所得税の定額減税が実施されることとなります。

そのため、早期に定額減税事務に着手できるよう、制度の概要及び実施方法等について研修会を開催致します。是非ご参加して頂きたくご案内致します。

参加ご希望の方は、4月30日（火）までにFAXまたは当会HPにてあらかじめお申し込み下さい。

記

1. 日時 2024年5月16日（木） 13:30～

15:00

2. 会場 日本橋法人会 事務局 B1 研修室
中央区日本橋蛸殻町1-10-7 蛸殻町ビルB1
電話03（3667）1736

3. 定員 36名
（申し込み順、定員になり次第締切）

4. 講師 日本橋税務署 法人課税第3部門 山本壮朗上席国税調査官

5. 参加費 会員 **無料**（会員2名まで）※3名より一般参加費
一般 300円（会場使用料として）

6. 申込方法 下記申込書にご記入の上、FAXまたはHPよりお申し込みください。

日本橋法人会 FAX 03（3663）3307
日本橋法人会ホームページからもお申込みいただけます。
ホームページは 日本橋法人会 で

..... 源泉所得税定額減税研修会参加申込書
2024年05月16日（木）13時30分開催

当会 会員 一般 （いずれかに○をお付け下さい）

会社名 _____ 参加人数 _____

住所 _____ 電話番号 _____

FAX 番号 _____

※ ご記入いただきました個人情報は、当講座準備のため（お問い合わせを含む）以外には使用しません。